

公募型プロポーザルに係る手続開始のおしらせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成29年12月14日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

障害者配食サービス業務委託(単価契約)

(2) 目的

食事を用意することが困難なひとり暮らし等の障害者に夕食をとどけ、安否の確認を行うことにより、栄養と健康を保持し、在宅障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

食事の用意が困難な障害者に、夕食を配達し、安否確認を行う。年1回、定期調査を行う。

(4) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

ただし、契約については、平成30年度の予算配当を条件とする。

平成31年度から平成32年度についても、各年度の本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同じ事業者と年度ごとに随意契約を締結する。

2 参加資格

提案書の提出者は、次に掲げる資格を満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の決定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から指名停止、入札禁止を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法(昭和22年法律第172号)に基づく再生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第255号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 最近1年間の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 平成29年度を含む過去5年度の間、自治体における配食サービスまたは各種福祉サービス等の受託の実績があること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

提案書の特定に当たっては、以下の基準を総合して判断する。

- (1) 組織体制と業務実績及び会社概要
- (2) 取組方針・障害に対する理解・有資格者の状況
- (3) 安全管理・衛生管理
- (4) 配食の内容

(5) 価格

5 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区障害福祉担当部障害施策推進課事業担当 世田谷区役所 第2庁舎1階5番窓口

世田谷区世田谷四丁目21番27号

電話 03 - 5432 - 2415 FAX 03 - 5432 - 3021

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 期間 平成29年12月14日(木)午前8時30分から平成29年12月27日(水)午後3時まで

ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。

イ 場所 世田谷区ホームページで閲覧

ウ 方法 世田谷区ホームページからのダウンロードによる

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

ア 期限 平成29年12月27日(火)午後3時まで

イ 場所 (1) に同じ

ウ 方法 持参または郵送

持参の場合は前日までに連絡のうえ持参のこと。

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

ア 期限 平成30年2月2日(金)午前10時まで

イ 場所 (1) に同じ

ウ 方法 持参または郵送

持参の場合は前日までに連絡のうえ持参のこと。

(5) ヒアリング

ア 日時 平成30年2月13日(火)

イ 場所 世田谷区役所会議室または近辺会議室(詳細は後日連絡)

ウ その他 ヒアリング実施時に試食を行う。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有(同一業務 平成31年度及び平成32年度)

(但し、予算の配当を条件とする。また、契約の履行状況等により随意契約を締結しない場合がある。)

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1) に同じ

(6) 2の資格要件に該当しない者も5(3) により参加表明書を提出することができるが、提案書を提出するためには、その提出のときにおいて当該資格を有していなければならない。

(7) 提案書の提出後に2の参加資格に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。

(8) 詳細は説明書による。